

那珂市ペット霊園の設置等に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、ペット霊園の設置及び管理に関し必要な事項を定め、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるための措置を講じることにより、市民の快適な生活環境の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）ペット 人に飼養されていた犬、猫その他の動物（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第1項に規定する獣畜を除く。）をいう。
- （2）ペット霊園 焼却施設、墳墓若しくは納骨堂又はこれらを併せて有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。）をいう。
- （3）ペット霊園の設置 ペット霊園の設置、焼却施設又は納骨堂の新增設若しくは区域変更することをいう。
- （4）焼却施設 ペットの死体を焼却する設備を有する施設をいう。
- （5）墳墓 ペットの死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。
- （6）納骨堂 ペットの焼骨を収蔵する施設をいう。
- （7）近隣住民等 ペット霊園の区域から200メートル以内の土地の所有者及び建物がある場合における当該建物の所有者、管理者又は占有者をいう。

（設置者及び管理者の責務）

第3条 ペット霊園を設置し、又は管理する者は、地域の生活環境に配慮するとともに、近隣住民等との良好な関係を保持するよう努めなければならない。

（設置等の許可）

第4条 ペット霊園を設置し、又は設置の許可を受けたペット霊園の区域内における焼却施設、納骨堂の新增設又はペット霊園の区域の変更をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において、公衆衛生の維持及び市民の生活環境の確保のため必要があると認めるときは、その必要とする措置の限度において、その許可に条件を付することができる。

（事前協議）

第5条 第10条第1項の規定による申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ、ペット霊園の設置に係る計画について、規則で定めるところにより、協議書を提出し、市長と協議しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による協議があったときは、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

（標識の設置）

第6条 申請予定者は、近隣住民等に当該ペット霊園の設置に係る計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該敷地の見やすい場所に標識を設けなけ

ればならない。

- 2 申請予定者は、前項の規定により標識を設けたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(説明会の開催)

第7条 申請予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、ペット霊園の設置に係る計画について、説明会を開催しなければならない。

- 2 前項に規定する説明会は、規則で定める日までに開催しなければならない。
- 3 申請予定者は、前項の規定により説明会を行ったときは、規則で定めるところにより、その内容を市長に報告しなければならない。

(近隣住民等との協議)

第8条 申請予定者は、規則で定める期間内に近隣住民等から当該計画について意見の申出があったときは、申出をした近隣住民等と協議しなければならない。

- 2 申請予定者は、前項の規定により協議を行ったときは、規則で定めるところにより、その内容を市長に報告しなければならない。

(同意)

第9条 申請予定者は、ペット霊園の設置に係る計画についてすべての近隣住民等から書面により同意を得るよう努めなければならない。

(申請書の提出等)

第10条 第4条の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) ペット霊園の名称
- (3) ペット霊園の敷地の所在、地番及び面積
- (4) 焼却炉の設備を有する施設にあっては、当該焼却炉の設備の処理能力
- (5) 焼却炉の設備を有する施設にあっては、当該焼却炉の設備の位置、構造等の設置に関する計画
- (6) ペット霊園の設備の維持管理に関する計画

- 2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(設置等の基準)

第11条 ペット霊園の設置の場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 申請者が所有又は取得見込みであり、面積1,000平方メートル以上の土地であること。
- (2) 原則として車道幅員5.5メートル以上の道路に接すること。
- (3) 住宅等から区域境界までの距離が100メートル以上ある土地であること。
ただし、ペット霊園の設置の許可後に、住宅等が設置されたことにより、住宅等から区域境界までの距離が100メートル未満となった場合は、この限りでない。

- 2 ペット霊園の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 墳墓は、ペットの焼骨を埋蔵することとし、ペットの死体を埋葬しないこと。
- (2) 区域境界から墳墓が見えないように障壁又は樹木の垣根等を設けること。
- (3) ペット霊園の出入口は、施錠できる構造であること。
- (4) ペット霊園の区域内の通路は、アスファルト舗装、コンクリート舗装その他ぬかるみとならない構造であること。
- (5) ペット霊園の区域内の雨水又は汚水を適切に処理できること。
- (6) ペット霊園の区域内に管理事務所、便所、給水設備、排水設備及び自動車の駐車場を設けること。
- (7) ペット霊園の区域の面積に占める緑地の面積の割合は、5分の1以上とすること。
- (8) 焼却施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 空気取入口及び煙突の先端以外の部分において燃焼室内と外気とが接することがないこと。
 - イ 燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態でペットの死体を焼却できるものであること。
 - ウ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
 - エ 燃焼室内においてペットの死体が燃焼しているときに、燃焼室にペットの死体を投入する場合は、外気と遮断された状態で、定量ずつペットの死体を燃焼室に投入することができるものであること。
 - オ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
 - カ 助燃装置（燃焼ガスの温度を維持する装置をいう。）が設けられていること。
 - キ 二次燃焼室（悪臭の発生を防止するため、発生した燃焼ガスを再燃焼させる燃焼室をいう。）が設けられていること。

（許可の決定）

第12条 市長は、第10条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該内容を審査の上、許可の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（工事着手届）

第13条 ペット霊園の設置の許可を受けた者（以下「設置者等」という。）は、当該施設に係る工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

（工事完了届等）

第14条 設置者等は、前条の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該工事が許可の基準に適合しているかどうか確認を行うものとする。

（維持管理等）

第15条 設置者等は、当該許可に係る維持管理に関する計画に従い、維持管理を適正に行わなければならない。

- 2 焼骨の埋蔵は、申請のあった施設以外で行ってはならない。
- 3 火葬は、焼却施設以外で行ってはならない。

(地位の承継)

第16条 設置者等からペット霊園を譲り受けた者は、当該設置者等の地位を承継するものとする。

- 2 前項の規定により設置者等の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その事実を証する書類を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。

(中止、変更及び廃止の届出)

第17条 設置者等は、ペット霊園の設置に係る工事を中止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 設置者等は、第10条第1項及び第2項の規定による申請に変更があるときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 設置者等は、ペット霊園を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告及び立入検査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者等に対し、ペット霊園の状況等について報告を求めることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員をペット霊園に立ち入らせ、その設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善勧告)

第19条 市長は、設置者等がこの条例の規定に違反しているときは、設置者等に対し、期限を定め、必要な改善を勧告することができる。

(改善命令)

第20条 市長は、設置者等が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定め、必要な改善を命じることができる。

(許可の取消し)

第21条 市長は、設置者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の規定による許可を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による命令に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(使用禁止命令)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ペット霊園の使用の禁止を命じることができる。

- (1) 第12条の許可を受けずにペット霊園を設置したとき。
- (2) 前条の規定により許可を取り消されたとき。

(公表)

第23条 市長は、第20条又は前条の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないときは、その経過及び当該命令に従わないものの氏名等を公表することができる。

(適用除外)

第24条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の規定により許可を受けた墓地、納骨堂又は火葬場であつて、当該許可に係る区域の拡張によらず、かつ、当該区域内に焼却施設を有しないペット霊園を設置する場合については、この条例の規定は、適用しない。

2 区域の縮小に係る場合については、第5条から第9条までの規定は、適用しない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(既設ペット霊園の特例)

2 この条例の施行の際、ペット霊園を現に設置し、又は設置に係る工事を既に施工している者（次項において「既設ペット霊園の設置者等」という。）については、当該設置され、又は設置に係る工事が既に施工されているペット霊園の区域、施設及び設備に係る部分に限り、第12条の許可を受けたものとみなす。

3 既設ペット霊園の設置者等は、この条例の施行日後30日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 既設ペット霊園の設置者等の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) ペット霊園の名称

(3) ペット霊園の敷地の所在、地番及び面積

(4) ペット霊園を設置した年月日（現に設置に係る工事を施工している場合にあつては、当該工事の完了予定年月日）

(5) ペット霊園の施設及び設備に係る概要

(6) 焼却炉の設備を有する施設にあつては、当該焼却炉の設備の位置、構造、処理能力その他の仕様に関する事項

(7) ペット霊園の設備の維持管理に関する計画